

循環取引をはじめとした 会計不正の早期発見について

～日本公認会計士協会の取組～

2025/10/8



この資料の目的

- 日本公認会計士協会は、公認会計士の自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、様々な取組を行っています。
- この資料では、循環取引をはじめとした会計不正の早期発見に関して、当協会の取組をご紹介します。

継続的専門能力開発制度

公認会計士の資質の維持・向上の観点

品質管理レビュー制度

監査事務所に対する品質管理の維持・向上の観点

個別事案審査制度

監査業務の適正な運用発展、規律の維持、綱紀の保持肅正の観点

継続的専門能力開発（CPD）制度における取組

継続的専門能力開発（CPD）制度

制度の目的

- 会員が、公認会計士としての使命及び職責を全うし、監査業務等の質的向上を図るために、資質の維持・向上を行うとともに、それぞれの会員が将来の活動領域を見据えた上で、継続して自主的に、かつ、能動的に能力開発を行うことを目的として設置
- (CPD=Continuing Professional Development、CPD)

制度の主な沿革

1998年 会員の自己研鑽を協会が支援する形で任意参加で継続的専門研修（CPE）スタート
→ 2002年に自主規制として、2004年に公認会計士法において義務化

2006年 **監査の品質管理の重要性を徹底させるため**に、法定監査業務に従事する会員には、「監査の品質管理に関する研修」（2013年度からは「監査の品質及び不正リスク対応に関する研修」に研修科目名称変更）を必須化

2016年 監査強化策の一環として、法定監査業務に従事する会員に対して、「監査の品質及び不正リスク対応に関する研修」科目6単位のうち、**2単位以上、不正事例研究に該当する研修の履修を義務化**

- 上場会社等の監査を行う監査事務所に対しては、【上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための人的体制】として、規則等により、次の2点を要求
 - ① 全ての社員に、CPD義務達成（3年度合計120単位以上の単位取得等）
 - ② 履修管理体制の整備／研修カリキュラムの策定
→ 「上場会社等の監査を行う監査事務所にとって参考となる研修項目」もjicpaから公表

品質管理レビュー制度における取組

品質管理レビュー制度

制度の目的・概要

- 監査業務の公共性に鑑み、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的として、監査法人又は公認会計士が行う監査の品質管理の状況をレビューする制度（品質管理レビュー制度）を、公認会計士法の下で自主規制として導入し、1999年度から実施。
- 上場会社等の監査を行う監査事務所に対しては、原則として3年に一度の頻度で通常レビューを実施し、上場会社等の監査を公正かつ的確に遂行するための品質管理体制を整備し、運用しているかを確認している。

『重点的実施項目』（2025年度）

- ◆ 2025年度の品質管理レビューにおいて重点的に確認し、指導する項目
- **不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応**を、監査業務における品質管理上の重点的実施項目として採用

『2024年度 品質管理レビュー事例解説集』

- ◆ 監査事務所又は監査業務で発見された改善勧告事項等（不正リスク対応に関する事例を含む。）を編纂し、年に1回公表しているほか、内容に関する研修も実施している。

個別事案審査制度における取組

個別事案審査制度

監査・規律審査制度

- 公認会計士業務等に係る個別の問題が発生した場合における、当該個別の問題に対する指導・監督機能の発揮
- 処分懸念事案に係る調査及び審議の実施

綱紀審査制度

- 処分懸念事案に係る懲戒処分について審査

『監査提言集』

- ◆ 会員及び準会員が実施する監査業務の様々な段階で、監査業務の改善に資することを目的として、監査・規律審査会における調査事案を踏まえた提言を取りまとめたもの（会員・準会員限定）

- 2025年版監査提言集では、不正循環取引を含む112事例を掲載しています。
- 上記の提言集／事例集の公表に合わせて、内容を解説する研修も実施しています。
- このほか、会員向けメールマガジンを月1回配信することを通じ、綱紀保持のための不断の取組を進めています。

『綱紀関係事例集』

- ◆ 懲戒処分を実施した事案の中から、会員及び準会員が過去の経験に学び、今後の業務の充実に利用することを目的として取りまとめたもの（会員・準会員限定）

(参考) 循環取引に関する当協会の周知の取組

「循環取引に関する当協会の取組について（お知らせ）」（2022年9月15日）

- ◆ SESCの「開示検査事例集（令和3事務年度）」において、新たな掲載事例の一つとして循環取引の事例が紹介されていることを受け、循環取引に関する当協会の取組として、次の2点を共有

1. 各監査法人の通報窓口（監査ホットライン）の紹介

- 当協会のウェブサイトに、通報窓口（監査ホットライン）を設置している監査法人の当該URLを掲載



2. 循環取引に係る注意喚起のリーフレットを掲載

- 循環取引に係る企業向けの注意喚起として、新たなリーフレットを掲載
 - ① 適正な財務情報開示のため、循環取引防止に対する皆様のご理解と協力をお願い
 - ② 循環取引の3つのポイントをご紹介
 - ③ 過去に発覚した循環取引の事例をご紹介



(参考) 他団体・機関の公表する事例集を踏まえた研修

公認会計士・監査審査会 (CPAAOB) 「監査事務所検査結果事例集」

- ◆ CPAAOBは、我が国における監査の品質の確保・向上、公益の確保及び投資者保護の観点から、監査事務所に対する検査を実施しており、その結果について監査事務所検査結果事例集として取りまとめ、公表している。
- ◆ 事例集では、検査における着眼点、検査結果の概要、求められる対応等とともに、不備の根本原因や具体的な事例が紹介されている。

監査事務所検査結果事例集に係る講演【監査の品質及び不正リスク対応】

- 令和7年度版の事例集を基に最近の検査結果を踏まえた主な指摘事例や留意点等を解説

証券取引等監視委員会 (SESC) 「開示検査事例集」

- ◆ SESCは、適正な情報開示に向けた市場関係者の自主的な取組を促す観点から、証券監視委による開示検査の最近の取組や開示検査によって判明した開示規制違反の内容、その背景・原因及び是正策の概要等を開示検査事例集として取りまとめ、公表している。

最近の開示規制違反事例について（開示検査事例集から）【監査の品質及び不正リスク対応／不正事例】

- 最近の開示検査において認められた開示規制違反の具体的な内容やその原因・背景等について解説

